

埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う 発掘届の手続きの注意点と調査の内容についてのご案内

文化財保護法により、足立区内で周知の埋蔵文化財包蔵地（いわゆる遺跡）を開発する場合（住宅建設、ガス・水道管・電柱工事などの地面の掘削を伴う工事）は、「埋蔵文化財保護法の届出について」（以下、「発掘届」と表記します。）を、足立区を經由して東京都教育委員会に提出するように求められています、

1 提出書類

	種類	様式など
1	発掘届出（第93条第一項）	様式2（表・裏）
2	届出者等に関する承諾書	別紙1 届出者が土地所有者と異なる場合にご提出ください。
3	文化財権利放棄の承諾書	別紙2
4	案内図	開発地の位置が分かる図面や地図を添付してください。
5	平面図	配置図等、土地に対して掘削範囲が分かるものを添付してください。 間取りは不要です。
6	断面図	基礎の深さ、形状、地下構造などが分かるものを添付してください。 基礎伏図・立面図・矩計図など。

※1～3については既存の書式をご利用ください。

※すべてA4版にて1部ずつのご提出をお願いいたします。

※開発地において**建物の解体のみ**の場合は**提出書類が一部異なります**。詳しくは地域文化課文化財係へお問い合わせください。

2 手続きの注意点

- (1) 上記書類の届出は、工事着手の60日前までに足立区役所南館3階の地域文化課の窓口へご提出ください。足立区役所を通して東京都教育委員会へ提出いたします。
- (2) 「埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について」（以下、「発掘届」）等の書式は窓口でのお受け取りか、足立区ホームページからダウンロードすることが可能です。
- (3) 発掘届は両面印刷をお願いいたします。
- (4) 提出時期は、建築確認申請と違って構いません。工期が迫っている場合は事前にご相談ください。
- (5) 住所には郵便番号をご記載ください。
- (6) 届出者などは原則として、別記に記載欄のある「土地所有者」「工事主体者（建主）」または「施工責任者」のいずれかとなります。
- (7) 届出者などの氏名には押印をお願いいたします。捺印は認印で問題ありません。
- (8) 届出者が企業などの場合は、届出者は組織の長などとし、社印や代表取締役印などを捺印してください。
- (9) 届出等の所在地は住居表示をお願いいたします。
- (10) 土地所有者様と届出者様が異なる場合は「届出者等に関する承諾書」をご提出ください。
- (11) 発掘調査で出土した土器片等の所有権を放棄し、足立区にご寄贈いただき、今後資料として活用することを承諾していただく、「文化財権利放棄の承諾書」のご提出にご協力ください。
- (12) 「届出者に対する承諾書」及び「承諾書（文化財権利放棄）」は土地所有者による記入、捺印が必要です。
- (13) 杭打ちや地盤改良を施してから建築する場合はその点を必ず図面に明記してください。
- (14) 開発に先立つ地質（ボーリング）調査の場合、発掘届の提出の有無については事前にご相談ください。

3 調査の内容

- (1) 届出の内容について、東京都教育委員会から届出者の方に埋蔵文化財保護のための対応方のご通知が郵送で届きます。概ね2週間程度の期間が必要です。届出者の方への通知内容は、足立区の担当にも連絡がまいります。足立区ではその通知の指示に基づいて、具体的な取扱いの協議を事業担当者様とさせていただきます。調査の詳しい期日等も調整させていただきます。
- (2) 東京都教育委員会からの指示は、「工事前に発掘調査を指導」「工事の立会い」「慎重工事」「試掘調査」「確認調査（予備調査）」の5種類です。

- (3) 足立区内では、地表からおおよそ1.0から1.5mで遺跡の層に当たります。建築基礎や工事深度が地表から0.3から0.5m程度の場合は、工事に着手する際に足立区の担当者が現場に行き目視、写真撮影をする「立会調査」を行います。
- (4) 遺跡の層に影響が及ぶことが予想される場合は、足立区担当者が「試掘調査」を実施します。
- (5) 「試掘調査」は、いままであった建物等の構造物、コンクリート、アスファルトが徐却され更地になって、工事が始まるまでの間に実施します。
- (6) 「確認調査」(試掘調査)は、縦1.5m×横1.5m×深さ1.5mの試掘坑を掘って遺跡の具合を見ます。試掘坑の数は、およそ200㎡までで2個(調査1日間)、300㎡まで4個(調査2日間)、500㎡まで6個(調査3日間)が目安となります。
- (7) 「立会調査」・「試掘調査」とも費用は、足立区が負担します。
- (8) 「試掘調査」の結果、学術的に重要な遺構や遺物が出土した場合は、遺跡をさらに詳しく調べる「発掘調査」を実施する場合があります。
- (9) 「試掘調査」が終了し、「発掘調査」の必要がないことを調査担当者に確認したら工事に着手できます。
- (10) 「試掘調査」終了後、足立区が「試掘完了報告書」を作成して「発掘の届出者」にお渡しします。
- (11) 「発掘調査」の費用は、原則事業主の負担になります。
- (12) 「発掘調査」に要する日数は、これも概算ですが100㎡でおよそ10日間から20日間です。現場作業が終了しますと工事に着手していただけます。
- (13) 「発掘調査」には、現地での発掘作業、記録や資料の整理作業、調査報告書刊行など、埋蔵文化財を保存するための諸作業を含めます。
- (14) 費用や日数は、遺跡の性格や内容によって大きく変動します。「発掘調査」を実施することになった場合、費用と日数等の細かい条件については、確認調査を実施し、概要を把握した後、事前に足立区の担当者をご説明、ご相談させていただきます。
- (15) 発掘調査等で出土した土器等の遺物は、遺失物として扱われますが東京都教育委員会が文化財と認め、所有者が判明しない場合は東京都または足立区の所有物となります。これらの出土遺物は展示、公開され学習や文化財資料として活用されます。また、発掘調査によって刊行される調査報告書は、各地の研究機関や図書館等に配布され研究資料として活用されます。

【担当・問合せ先】

足立区地域のちから推進部 生涯学習支援室 地域文化課 文化財係

所在地 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17-1 足立区役所南館3階

電話 03-3880-5111 (代表) 内線3345

03-3880-5984 (直通)

Mail chiiki@city.adachi.tokyo.jp